

鳥取県告示第546号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年9月10日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
さくま内科・脳神経内科クリニック	さくま内科・脳神経内科クリニック	米子市長砂町59-1	平成22年8月19日	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション